

設置要綱

(目的)

第1条

新情報セキュリティ技術研究会（以下「研究会」という）は、情報漏えいの脅威と認識されつつある電磁波盗聴について、電磁波漏洩を防ぐための技術を検討する。また、その活動を通じて、日本国のセキュリティ意識の向上を目的とする。

(活動内容)

第2条

研究会は、次の事項について活動を行なう。

- (1) 電磁波漏洩を防ぐための技術の検討
- (2) その他研究会の目的を達成するための活動

(会員)

第3条

研究会の会員は、研究会の目的に賛同して入会した者とする。

(入退会手続き)

第4条

研究会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込みをしなければならない。

- 2 研究会を脱会しようとする者は、書面をもってその旨を届け出なければならない。

(会費)

第5条

会員は、年会費として一般会員は5万円、幹事会社は10万円を納入しなければならない。この場合において、納入された会費は返還しない。

(役員)

第6条

研究会には役員として、会長、副会長を置く。

- 2 会長は、研究会を代表し、会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し、必要な場合は会長の職務を代行する。
- 4 役員は総会において選出する。
- 5 役員の仕事は、次の定期総会までとする。
ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条

研究会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者等から会長が委嘱する。

(総会)

第8条

総会は、第3条に規定する会員をもって構成する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回及び臨時総会は会長が必要と認めたとき、それぞれ開催する。

3 総会の議長は、会長が務める。

4 総会の議長は出席した会員の過半数の同意をもって議決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。

5 総会は、研究会の設立及び解散を議決する他、次に掲げる事項を議決する。

(1) 設置要綱の制定及び改正

(2) 役員を選任

(3) 幹事の指名の承認

(4) 毎年度の活動計画

(5) 毎年度の活動報告及び会計報告の承認

(6) その他研究会の運営に関する重要事項

(運営幹事会)

第9条

研究会に運営幹事会を置く。

2 運営幹事会は主幹事及び幹事により構成する。

3 主幹事及び幹事は、会長が指名し、総会の承認を受ける。

4 主幹事及び幹事の任期は、次の定期総会までとする。

ただし、再任を妨げない。

5 運営幹事会は主幹事が主宰する。

6 運営幹事会は、次の事項を審議決定するため、必要に応じて随時開催する。

(1) 総会に選出すべき事項

(2) 総会から委任された事項

(3) 会長が特に必要と認めた事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行

(部会)

第10条

研究会の円滑かつ効率的な運営を図るため、必要に応じて、運営幹事会の議決を得て、部会を置くことができる。

(事務局)

第11条

研究会の事務局は株式会社 NTTデータとし、オフィスを株式会社 ビカレン内（東京都新宿区新宿1-18-13協建新宿一丁目ビル4階）に置く。

(経費)

第12条

研究会の運営に必要な経費は、会費及びその他の収支をもって充てる。

(会計年度)

第13条

研究会の会計年度は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(委任)

第14条

この設置要綱に定めるものの他、研究会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(英文表記)

第15条

研究会の英文表記は「Information Security Technology study group」（略称 IST）とする。